

# Weekly Report

第438号  
平成29年12月18日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 平成30年度税制改正大綱（主な個人関連）

◎基礎控除の見直し……控除額を一律10万円引上げ48万円にします。ただし、所得金額が2400万円を超える場合は控除額を逡減し、2500万円超の場合は基礎控除を適用できません。32年以降の所得税に適用。

◎給与所得控除の見直し……控除額を一律10万円引き下げます。また、給与収入が850万円を超える場合の控除額は195万円が上限となります（特別障害者に該当する場合や22歳以下の扶養親族が同一生計内にいる場合など、一定の方には負担増が生じないように最大15万円を控除）。なお、基礎控除の引上げにより給与収入850万円以下の場合、税負担は変わりません。32年以後の所得税に適用。

◎公的年金等の控除の見直し……控除額を10万円引下げ、公的年金等の収入金額が1千万円を超える場合の控除額は195万5千円が上限となります。また、公的年金等以外の所得金額が1千万円を超える場合は控除額を10万円引下げ、2千万円超の場合は20万円引下げます。32年以後の所得税に適用。

◎小規模宅地等の特例の見直し……被相続人の配偶者や同居親族がない場合、相続開始前3年以内に自己所有の家屋に居住したことがない別居親族も特例を適用できますが、\*3親等内の親族又は特別の関係のある法人が所有する家屋に居住していた、\*相続開始時において居住用家屋を過去に所有していたことがある場合は、対象から除外されます。また、貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等（相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている場合は除く）を除外します。30年4月以後の相続等に適用。

## 28年における相続税の課税割合は8.1%

国税庁が公表した28年分の相続税の申告状況によると、28年中に亡くなった方（被相続人）は約131万人で、そのうち約10万6千人が相続税の課税対象となり、課税割合は8.1%でした。

被相続人1人当たりの課税価格は1億3960万円、税額は1764万円となっています。

相続税は、27年からの基礎控除額引下げ（3千万円+600万円×法定相続人数）により課税対象となる方が大幅に増加しています。まずは相続財産を把握した上で、対策が必要な場合はできる限り早く取組みましょう。また、課税の有無に関係なく、遺産分割で“争族”にならないためにも遺言書の作成などの事前準備が大切です。

## 個人事業者の方は12月が決算月です

決算に備えて、売上・仕入・経費などの帳簿を作成し、値引き・返品等の計上漏れ、請求書・領収書などの有無を確認します。早目の準備と対策が正しい申告と節税の基本です。

12月末時点で現金・預貯金残高・売掛金・受取手形・借入金などの債務残高および内訳を確認します。なお、たな卸は12月末に行いますが、繁忙のため厳しい場合は早めに行い、その後は仕入・売上等の記録を元に在庫の把握をすることもできます。